

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【公開番号】特開2002-129042(P2002-129042A)

【公開日】平成14年5月9日(2002.5.9)

【出願番号】特願2000-323611(P2000-323611)

【国際特許分類】

C 08 L 101/16	(2006.01)
C 08 L 27/18	(2006.01)
C 08 L 67/04	(2006.01)
C 08 L 101/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L 101/16	Z B P
C 08 L 27/18	
C 08 L 67/04	
C 08 L 101/00	

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月17日(2007.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粒子径10μm以下のポリテトラフルオロエチレン粒子と有機重合体とを含有するポリテトラフルオロエチレン含有混合粉体を有する生分解性樹脂用の改質剤。

【請求項2】

生分解性樹脂(A)100質量部に対して、粒子径10μm以下のポリテトラフルオロエチレン粒子と有機重合体とを含有するポリテトラフルオロエチレン含有混合粉体(B)が、ポリテトラフルオロエチレン成分の量が0.01~20質量部になるように配合されている生分解性樹脂組成物。

【請求項3】

前記生分解性樹脂(A)の主成分が脂肪族ポリエステル樹脂であることを特徴とする請求項2記載の生分解性樹脂組成物。

【請求項4】

前記脂肪族ポリエステル樹脂の主成分が、ポリ乳酸であることを特徴とする請求項3記載の生分解性樹脂組成物。

【請求項5】

前記脂肪族ポリエステル樹脂は、脂肪族グリコールと脂肪族ジカルボン酸またはその誘導体を主成分とした反応により得られるものであることを特徴とする請求項3記載の生分解性樹脂組成物。

【請求項6】

前記脂肪族ポリエステル樹脂の主成分がポリカプロラクトンであることを特徴とする請求項3記載の生分解性樹脂組成物。

【請求項7】

生分解性樹脂(A)と、粒子径10μm以下のポリテトラフルオロエチレン粒子と有機重合体とを含有するポリテトラフルオロエチレン含有混合粉体(B)とを有するマスター

ペレットが、さらに生分解性樹脂(A)に配合され、ポリテトラフルオロエチレン成分の量が該生分解性樹脂(A)の総量 100 質量部に対して、0.01 ~ 20 質量部である生分解性樹脂組成物。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の生分解性樹脂用の改質剤は、粒子径 10 μm 以下のポリテトラフルオロエチレン粒子と有機重合体とを含有するポリテトラフルオロエチレン含有混合粉体を有することを特徴とするものである。

本発明の生分解性樹脂組成物は、生分解性樹脂(A) 100 質量部に対して、上記改質剤が、ポリテトラフルオロエチレン成分の量が 0.01 ~ 20 質量部になるように配合されていることを特徴とするものである。

ここで、生分解性樹脂(A)の主成分が脂肪族ポリエステル樹脂であることが望ましい。

さらに、その脂肪族ポリエステル樹脂の主成分が、ポリ乳酸、脂肪族グリコールと脂肪族ジカルボン酸またはその誘導体を主成分とした反応により得られるもの、ポリカプロラクトンであることが望ましい。

また、生分解性樹脂組成物としては、生分解性樹脂(A)と、上記改質剤とを有するマスターペレットが、さらに生分解性樹脂(A)に配合され、該生分解性樹脂(A)の総量 100 質量部に対して、ポリテトラフルオロエチレン成分の量が 0.01 ~ 20 質量部とされているものも望ましい。